

高吾北広域町村事務組合
地球温暖化対策推進実行計画
(事務事業編)

令和3年度～令和7年度

令和3年4月1日

改定) 令和5年3月31日

目次

| | |
|---------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 1 基本的事項 | 2 |
| (1) 計画の目的 | 2 |
| (2) 計画の位置付け | 2 |
| (3) 計画の期間 | 2 |
| (4) 基準年度 | 2 |
| (5) 対象とする温室効果ガス | 2 |
| (6) 計画の範囲 | 2 |
| 2 前実行計画における目標の達成状況等 | 3 |
| 3 削減目標 | 4 |
| (1) 温室効果ガス削減目標 | 4 |
| (2) 削減目標の根拠 | 4 |
| 4 目標達成に向けた取組 | 5 |
| (1) 全職員が日常的に行う取組 | 5 |
| (2) 資源の有効利用等による取組 | 6 |
| (3) 施設・設備の更新等に関する取組 | 6 |
| 5 推進管理の仕組み | 7 |
| (1) 推進体制 | 7 |
| (2) 点検・評価・見直しの体制 | 8 |
| (3) 職員への周知、意識啓発 | 8 |
| (4) 公表 | 8 |

はじめに

今日の地球温暖化問題は、環境問題の中でも、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識され、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

平成9年、地球温暖化防止会議の京都議定書の採択から、削減目標の達成に向け「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行により、すべての地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」を策定することが義務付けられました。さらに、平成27年に日本は令和12年を目標年に、平成25年比で26%削減する宣言をしました。

高吾北広域町村事務組合においても、こうした世界の動向を鑑み、本組合から排出される温室効果ガスの排出を抑制し、自らが地球温暖化防止に積極的な役割を果たすことを目的とした「高吾北広域町村事務組合地球温暖化対策推進実行計画」を定めるものとします。

なお、前計画が令和2年度で終了したため、これを改定し、より一層の温室効果ガスの排出削減に向けた取り組み及び目標を定めるものです。

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

本組合が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

また、職員が省エネルギー・省資源・環境配慮行動を自ら実践し、率先的な取組を行うことで、地域や事業者の模範となることを目指します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、地方自治法第292条の規定により準用する地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、都道府県及び市町村、並びに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）に策定と公表が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」です。

(3) 計画の期間

実行計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5ヶ年とします。

なお、計画期間内であっても進捗状況や国内外の動向、社会情勢に応じた計画の見直しを適宜行います。

(4) 基準年度

数値目標として掲げる各項目及び二酸化炭素量の比較基準年度は、国の中期削減目標の平成25年度では算定データの蓄積がないことから、平成25年度以降において基準年度とすることが可能である直近の年度である平成27年度とします。

(5) 対象とする温室効果ガス

削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項で定められた7種類の温室効果ガスのうち排出量の大半を占め温室効果の影響が特に高い二酸化炭素とします。ただし、し尿の処理量、一般廃棄物の焼却量については本計画で削減できるものではないことから、本計画における具体的対象は一般廃棄物の焼却に関するものを除いた二酸化炭素とします。

(6) 計画の範囲

実行計画の対象とする事務、事業の範囲は、組合が管理する以下の施設とします。

事務局（相談支援事業所含む）

高吾北衛生センター

高吾北清掃センター

高吾北処理センター

高吾苑

高吾北消防本部（署）

消防仁淀川分署

特別養護老人ホーム 春日荘

特別養護老人ホーム

・養護老人ホーム 五葉荘

特別養護老人ホーム もみじ荘

特別養護老人ホーム あがわ荘

障害者支援施設 湖水園

2. 前実行計画における目標の達成状況等

前実行計画（平成28年度～令和2年度）では、削減目標を数値で揚げた灯油、重油、電気、液化石油ガス、用紙についてその総使用量を基準年度から2%の削減をすることとし、二酸化炭素総排出量を3%削減することを目標としていました。

前計画最終年度の令和2年度において、電気、液化石油ガス、用紙の使用量については、組合全体として目標の2%削減で目標達成しており、大目標に掲げた二酸化炭素総排出量については、目標の3%削減を大きく上回る約17.5%削減で目標を達成しています。

平成27年度 2,986,589 kg - CO₂

令和2年度 2,463,913 kg - CO₂

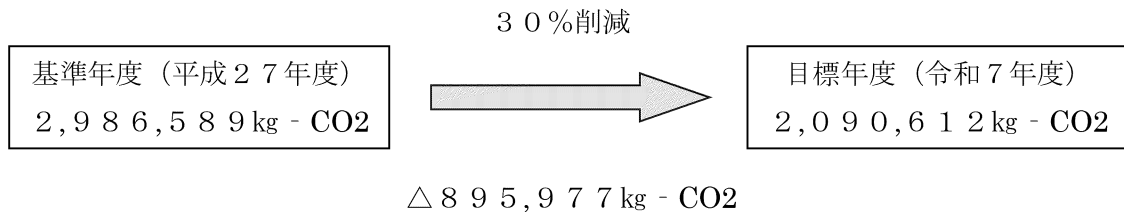
| 種類 | 排出源 | 温室効果ガス排出量策定の対象 | 排出量（単位：kg - CO ₂ ） | |
|--------|----------|------------------------------|-------------------------------|-----------|
| | | | H27年度 | R2年度 |
| 二酸化炭素 | 燃料の燃焼 | ガソリン・軽油、灯油、A重油、LPガス | 941,298 | 939,222 |
| | 電気の使用 | 電気使用量 | 2,045,291 | 1,524,691 |
| | 一般廃棄物の焼却 | 一般廃棄物に混入した合成樹脂（廃プラスチック類）の焼却量 | 1,439,152 | 1,356,784 |
| | 小計 | | 4,425,741 | 3,820,697 |
| メタン | 燃料の燃焼 | 灯油、LPガス | 15 | 13 |
| | し尿の処理 | し尿の処理量 | 605 | 596 |
| | 一般廃棄物の焼却 | 一般廃棄物の焼却量 | 546 | 515 |
| | 公用車の燃料 | 公用車の走行距離 | 3 | 3 |
| | 小計 | | 1,169 | 1,127 |
| 一酸化二窒素 | 燃料の燃焼 | 灯油、LPガス | 5 | 5 |
| | し尿の処理 | し尿の処理量 | 15 | 15 |
| | 一般廃棄物の焼却 | 一般廃棄物の焼却量 | 520 | 490 |
| | 公用車の燃料 | 公用車の走行距離 | 9 | 8 |
| | 小計 | | 549 | 518 |
| 合計 | | | 4,427,459 | 3,822,342 |

※前実行計画において対象としていた温室効果ガス及び削減目標とする各項目、そして計画の趣旨や目的、考え方は本計画と同じです。

3. 削減目標

(1) 温室効果ガス削減目標

温室効果ガス削減目標を次のとおり定めます。



この温室効果ガス削減目標を実現するため、以下項目の使用量の削減目標を次のとおり定めます。

- 灯油の使用量 10%削減
- 重油の使用量 10%削減
- 電気の使用量 20%削減
- 液化石油ガス使用量 20%削減
- 用紙類使用量 10%削減

(2) 削減目標の根拠

国の地球温暖化対策計画では、令和12年度における温室効果ガス排出量を、平成25年度比26.0%削減するという中期削減目標を掲げています。また、その目標を達成するために部門ごとの削減目標が設定されており、本組合が該当する「業務その他部門」は、平成25年度比40%削減という目標になっています。

(1) で定めた温室効果ガスの30%削減という目標は、当組合にとって非常に難しい削減目標ですが、令和12年度に向けた野心的な目標を定めることが望ましいという国の意向により、現状での実現可能な目標数値から10%程度高く目標を設定しています。

4. 目標達成に向けた取組

この実行計画における率先行動の内容は、すべての組合職員が、その事務、事業を進めるに際して、取組むべき内容を列記したもので、以下、各項目に添って行動を進めていくこととします。

(1) 全職員が日常的に行う取組

①電気使用量の削減

- 職員専用部分の電灯は、休憩時、不在時は必ず消灯する。
- 窓際等、照度の明るい場所の点灯はしない。
- 会議前からの点灯を避けると共に、会議終了時は速やかに消灯する。
- トイレは、使用時のみ点灯し、使用後は使用者がその都度消灯することを徹底する。
- パソコン、コピー機等OA機器の使用に当たっては、長時間電源入力を避けると共に、業務終了後の電源切を徹底する。
- 職員専用部分で、冷暖房器具を設置している室については、夏季28度以上、冬季18度以下の設定を徹底すると共に、不必要な運転を避ける。また、長時間空室時は必ず電源切とする。
- 夏季は薄着、冬季は厚着により、できるだけ消費電力を減らす。
- 電気ストーブの使用はしない。
- テレビ等で使用していない時は、主電源を落とし待機電力の消費を削減する。
- ブラインドやカーテンを活用し、室温の適正化を図る。

②灯油、重油、液化石油ガス利用量の削減

- 事務室等職員専用部分の冷暖房期間中における設定温度は、夏季は28度以上とし、冬季は18度以下とする。老人ホームの居室等は冬期のみ所属長が別に定めるものとする。
- 集中冷暖房システムの場合は、未使用の室への供給は避ける。
- 冷暖房システム改修の際は効率のよい機種を採用し、ユニット型冷暖房、灯油ストーブ等との併用によりエネルギー消費が最も少なくなるよう計画する。
- 冷暖房使用中は、窓・扉等の閉め忘れに注意する。
- 煮炊きは、熱効率が低下する強火を避け、沸騰後は弱火で行う。
- 湯沸かし時において沸騰後はガスを止め、また必要以上の湯沸かしはしない。

③公用車の利用・管理による燃料消費量の削減

- 出張に関しては、事前に出張計画を立て、職員間の同乗を励行する。
- 待機時は、エンジン停止の励行、不要なアイドリング、停車中の空ぶかしをしない。
- 不必要な荷物を載せない。

- 近距離の用務では利用を控える。
- 公用車の日常的点検と整備不良車の早期整備により、燃費削減に努める。
- 急発進、急加速を抑え、経済的な速度で走行する。
- 公用車の買い換えにあたっては、用途を勘案し、できるだけ小型化、低公害、燃費の良い車両を購入する。

(2) 資源の有効利用等による取組

①ごみの減量化・リサイクルの推進

- ごみ分別の徹底による循環型事業所の推進
- 各室に古紙回収コンテナを備え、紙類は極力資源化する。
- 詰め替え可能製品（リターナブル製品）の活用
- 使い捨て品を極力使用しない。

②用紙類の使用量制限

- 両面コピーを原則とし、ミスコピーの防止等、用紙使用量削減に努める。
- ミスコピーは可能な範囲で裏面を使用する。使用できない印刷用紙の古紙再生化に努めると共に、会議等の資料の作成にあたっては、必要人数を的確に把握し、余分な部数の作成を避ける。
- 印刷、製本に当たっても出来るだけ再生紙を使用する。
- 不必要な FAX 送信状の省略
- 簡易な案内通知等は電子メールを活用する。
- 支障のない範囲で、文書等はデータ管理する。

③環境負荷の少ない製品、原材料等の購入の促進

- 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象商品の購入に務め、グリーン調達を意識する。
- 紙は、支障のない範囲で再生紙使用率の高い物を購入する。

(3) 施設・設備の更新等に関する取組

新たな施設・設備を導入する際や更新等の際には、エネルギー効率の高い施設・設備を導入することで省エネルギー化を推進します。

①省エネルギー改修の推進

既存施設を改修する際は、高効率給湯器や高効率空調、LED 照明等の高効率照明を導入した省エネルギー改修を実施します。

②適正管理の推進

用途別・設備別でエネルギーの使用状況を見える化（計測・表示）、エネルギーの効果的な使用及び削減を図る機器整備を検討します。

③ZEB（Net Zero Energy Building）の可能性を検討

新たな公共施設を建築する際には、ZEB（年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物）の可能性を検討します。

④再生エネルギーの活用

既存施設において再生可能エネルギーの導入を検討し、新たな施設を建築する際には再生可能エネルギーの導入を積極的に検討します。

5. 推進管理の仕組み

(1) 推進体制

実行計画の取組を推進するにあたり、組合内に地球温暖化対策推進委員会を設置し、事務局長を委員長とし各施設に委員を1名置くものとします。

それぞれの段階における役割等は以下のとおりです。

管 理

| | |
|--------------|--|
| 管理統括者（組合長） | <ul style="list-style-type: none"> ・計画、進捗状況等の公表を行う。 ・必要に応じ、計画等の見直しを指示する。 |
| 地球温暖化対策推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・実行計画の推進状況の報告を受け、総合的な視点により評価を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。 |

推 進

| | |
|----------------------|--|
| 地球温暖化対策推進委員会事務局（事務局） | <ul style="list-style-type: none"> ・実行計画の推進状況を管理する。 ・実行計画のPDCAを推進する。 ・推進委員会の運営全般を行う。 ・各施設の推進状況を把握・分析し、推進委員会に報告 |
|----------------------|--|

実 行

| | |
|--------------|--|
| 所属長（事務局長を含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・各施設のPDCAを推進する。 ・各施設の推進状況を把握、点検し、前年・前月と比較して削減できていたか評価する。 ・高い効果が得られると判断した省エネ対策等の実施を指示する。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・所属における燃料・電気等の使用量を毎月把握する。 ・前年・前月と比較して状況を確認する。削減できていない場合は要因を分析し、定期的に事務局へ報告する。 ・所属職員へ、指導・啓発等を行う。 |
| 全職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づき、省エネ行動を実践する。 |

(2) 点検・評価・見直しの体制

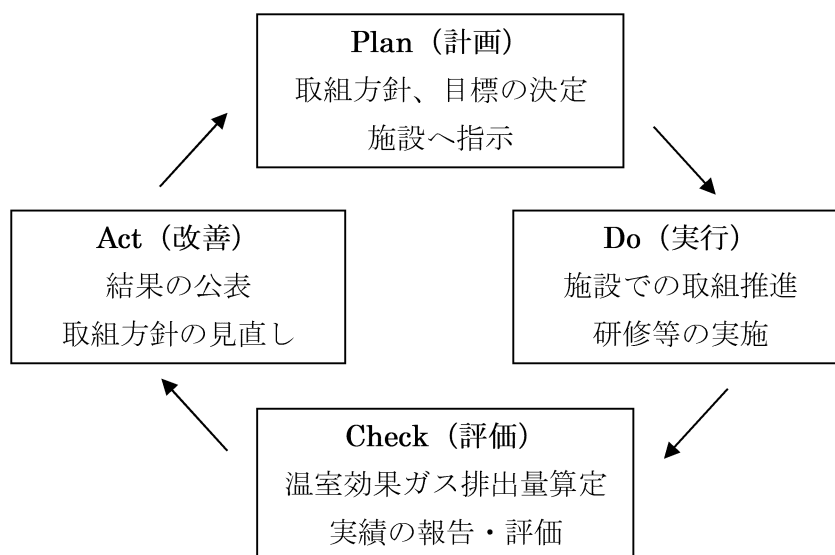
本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）をサイクルとする点検・評価・見直しを行います。

○ 施設ごとの PDCA

各施設の所属長及び委員は、施設毎の毎月の活動量を把握します（Do）。前月・前年と比較し、計画の推進状況や目標達成への見込みを評価し（Check）、改善策を検討します（Act）。

○ 実行計画に対する PDCA

各施設の委員は、施設の点検・評価の結果を事務局に対して定期的に報告します。事務局はその結果を整理して、推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。



(3) 職員への周知、意識啓発

事務局は、職員一人ひとりに対し、地球温暖化の現状や実行計画の内容についての周知徹底を図ります。また、職員が積極的に環境保全活動等ができるような職場環境づくりを呼びかけていきます。

このほか、職員から実行計画推進のための改善提案、新たな取組事項等の提案を定期的に募集します。

(4) 公表

実行計画の内容及び計画の進捗状況を組合ホームページで毎年度公表します。